

令和8年8月から資格確認書に限度額 区分等が併記できるようになります

これまで、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等の窓口で限度額の適用を受けるには、「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、認定証）の申請をし、交付を受けること必要でしたが、令和8年8月からは、お持ちの資格確認書に限度額区分等を併記することができるようになります。

資格確認書に併記できる事項

- ・ 限度額区分及び発行期日
- ・ 長期入院該当日
（長期入院該当適用申請をした場合）
- ・ 特定疾病の区分及び発行期日
（特定疾病の認定を受けている場合）

※併記する事項は申請時に選ぶことができます。

限度額区分のみを併記し、特定疾病の区分は併記しないことも可能です。

【資格確認書表面イメージ】

高知県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和 9年 7月 31日
記 号 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇 (枝番) 〇〇
氏 名 国 保	花子 性 別 女
生 年 月 日	昭和 29年 6月 8日
適用開始年月日	平成 30年 4月 1日
交 付 年 月 日	令和 8年 8月 1日
負担割合・発効期日	2割 令和 8年 8月 1日
長期入院該当	II 令和 8年 8月 1日
特定疾病区分・発効期日	
世帯主氏名 国保 太郎	
保険者番号 390039 交付者名 安芸市	印

資格確認書へ併記することのメリット

○「資格確認書」のみで限度額の適用が可能に！

これまでは、医療機関等で資格確認書と認定証を両方提示する必要がありましたが、併記すると、資格確認書のみの提示で限度額が適用されます。

○一度申請すると次年度以降の申請は不要になります（自動更新）！

認定証の交付を受ける場合は、毎年申請が必要でしたが、併記を希望された方は、一度申請いただくことで、次年度以降は申請なしで年次更新時に送付される資格確認書に限度額区分等が併記されます。

※長期入院（過去 12 ヶ月で入院が 90 日を超える場合）に係る認定については、併記の有無にかかわらず、毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

※これまで通り認定証単体での発行を希望することも可能です。ただし、その場合は毎年更新申請が必要となります。

資格確認書への住所記載について

令和8年8月から、資格確認書の住所は裏面の住所欄（右図赤枠部分）にご記入いただくようになります。

【資格確認書裏面イメージ】

住 所	
備 考	
※以下の欄に記入することにより、医療提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください)	
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・膵臓】	
【特 記 欄】	
署名年月日：	年 月 日
本人署名（印）：	家族署名（印）：

◆お問い合わせ

安芸市役所 市民保険課 国保年金係 TEL 0887-35-1002